

小美玉市  
女性活躍推進計画

平成 29 年 3 月

## 目次

<b>1 計画の基本的な考え方</b>	p 1
■ 計画策定の背景・趣旨	p 1
■ 活躍推進計画の位置付け	p 2
■ 推進計画の期間	p 3
<b>2 基本施策・取り組み方針</b>	p 4
<b>基本施策 1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置</b>	p 4
Ⅰ：女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む	
企業に対するインセンティブの付与等	p 4
事業（1）「小美玉市子育て応援企業登録制度」の周知	p 4
事業（2）ファミリー・フレンドリーの表彰、紹介	p 4
Ⅱ：希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置	p 4
事業（1）就労に関する法制度の周知	p 4
事業（2）職員における女性職員登用の加速化に向けた取組	p 4
事業（3）女性の職業能力等の向上	p 4
事業（4）農業・自営業者等への意識啓発	p 5
事業（5）継続就業・再就職支援	p 5
事業（6）起業・創業のチャレンジしやすい環境整備	p 6
Ⅲ：情報の収集・整理・提供及び啓発活動	p 6
事業（1）男女共同参画・人権問題についての資料収集、情報提供	p 6
事業（2）男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進	p 6
<b>基本施策 2 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備</b>	p 7
Ⅰ：家庭における男女共同参画の推進	p 7
事業（1）各種媒体による広報、啓発活動の推進	p 7
事業（2）家庭における男女共同参画を推進する講習会の開催、参加促進	p 7
Ⅱ：子育て・介護支援環境の整備	p 7
事業（1）「小美玉市次世代育成支援行動計画（後期計画）」等に 基づく子育て支援の拡充	p 7
事業（2）「小美玉市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」等に 基づく高齢者福祉の充実	p 8
事業（3）子育てグループ、託児ボランティア等、活動団体への支援	p 8
事業（4）待機児童ゼロ継続事業	p 8
事業（5）女性が輝く元気企業応援事業	p 8
Ⅲ：事業者・労働者における男女共同参画の推進	p 8

事業（１）柔軟な働き方の推進	．．．．．	p 8
事業（２）女性活躍推進法の周知	．．．．．	p 9
Ⅳ：ハラスメントのない職場の実現	．．．．．	p 9
事業（１）DV、セクハラ防止のための広報・啓発活動	．．．．．	p 9
<b>3 計画の推進、進行管理体制</b>	．．．．．	p 9
■計画の推進	．．．．．	p 9
■進行管理体制	．．．．．	p 9

---

## 1 計画の基本的な考え方

---

### 【計画策定の背景・趣旨】

少子高齢化の進展、社会経済の低迷、非正規雇用者の増加による格差社会の拡大など、社会情勢が大きく変化している中で、女性と男性が互いに人権を尊重しつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる社会の実現が求められています。

特にわが国では急激な人口減少局面を迎え、将来の労働力不足が懸念されており、多様な人材の確保・育成が急務となっています。その一方で就業を希望しているものの育児・介護等を理由に働いていない女性は、平成27年の労働力調査によれば約300万人に上っています。

また雇用形態についても非正規雇用者の割合は、男性が21.9%であるのに対し、女性の就業者の割合は56.3%で、男性に比べ非常に高くなっています。非正規雇用は、雇用の不安定さや低賃金の問題を生じ、職業生活において女性が力を十分に発揮できていない現状があります。

これらの課題を克服するため、国では女性の力が「我が国最大の潜在力」として、女性が職業生活において、その希望に応じて個性と能力が十分に発揮できる社会を実現させるために「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が施行され、様々な取組が進められています。この法律は、男女共同参画基本法の理念に基づき、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、それにより豊かで活力ある社会の実現を目的としています。

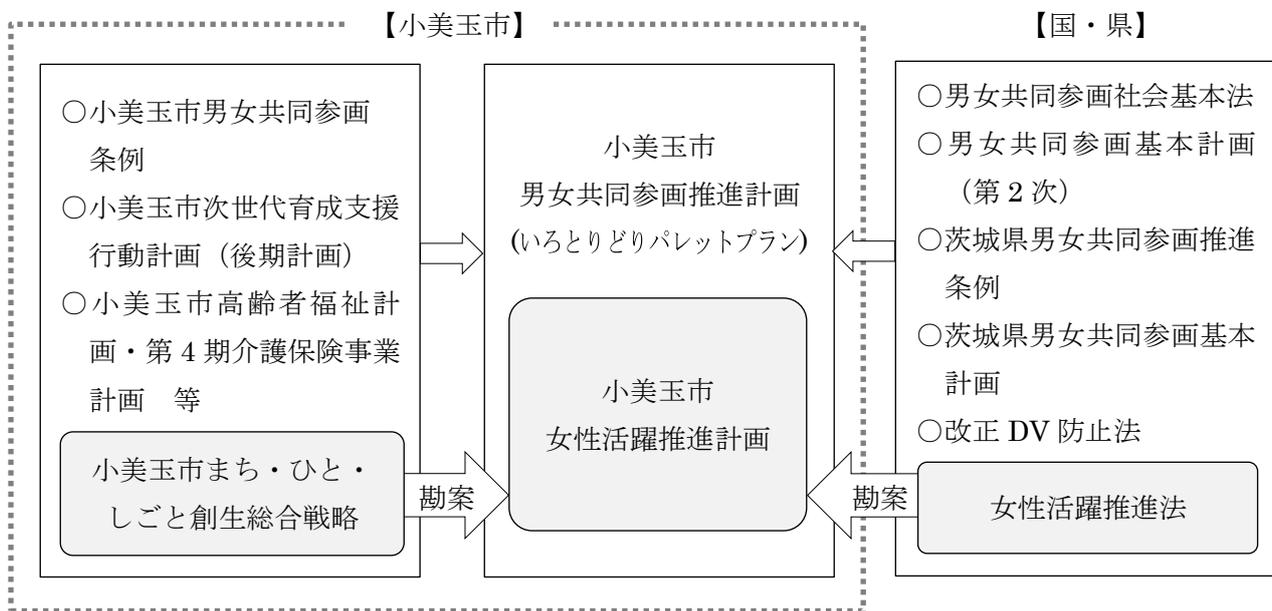
同法では、事業者の責務として職業生活と家庭生活が両立できるような雇用環境の整備、その他女性活躍推進に関する取組を自ら実施することが求められるとともに、同法第6条第2項において、市町村は当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（「市町村推進計画」）を定めることが努力義務とされました。

小美玉市では「小美玉市男女共同参画推進計画（いりとりどりパレットプラン）」を平成22年に「小美玉市男女共同参画条例」に基づき策定し、①基本的人権の尊重と社会的性別（ジェンダー）の見直し、②政策立案や方針決定の過程、地域活動や社会活動への参画、③仕事と家庭生活、地域活動との両立、④全ての人々が安心して生活できる環境の整備、⑤あらゆる暴力や人権侵害の防止と、生涯にわたる主体的な健康の保持、⑥国際的協調、⑦計画の推進と管理を、基本的視点として、市民や事業者、民間団体等と協働し、施策の推進を図っているところであり、このような社会情勢を踏まえ、「小美玉市男女共同参画推進計画（いりとりどりパレットプラン）」に位置付けた、働く女性の活躍を促進・助長する施策を、迅速かつ重点的に進めるため、今般「小美玉市女性活躍推進計画」を策定し、女性の活躍による豊かで活力ある地域社会の実現を目指すものです。

### 【活躍推進の計画の位置付け】

本計画は、平成 22 年 3 月に策定した「小美玉市男女共同参画推進計画（いろいろパレットプラン）」を基本とし、その後策定した「小美玉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の施策を盛り込み、女性の職業生活の分野に特化して取りまとめたものです。

また、平成 28 年 4 月に全面施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」における「市町村推進計画」として本計画を位置付けるものです。



【推進計画の期間】

活躍推進計画の期間は、基本計画の計画期間にあわせ、平成 28（2016）年度から平成 31（2019）年度までの 4 年間とします。

22 年度・・・ 28 年度    29 年度    30 年度    31 年度    32 年度    33 年度・・・

小美玉市男女共同参画推進計画（10 年間）											
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">小美玉市女性活躍推進計画（4 年間）</td> </tr> </table>					小美玉市女性活躍推進計画（4 年間）						
小美玉市女性活躍推進計画（4 年間）											
					小美玉市男女共同参画推進 次期計画期間						
					小美玉市女性活躍推進 次期計画期間						

## 2 基本施策・取り組み方針

### 基本施策1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

---

#### I：女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等

##### 事業（1）「小美玉市子育て応援企業登録制度」の周知

仕事と子育てや介護を両立するため、多様で柔軟な働き方を選択できるよう積極的に取り組む企業の登録制度を周知するためのパンフレットを配布します。

##### 事業（2）ファミリー・フレンドリーの表彰、紹介

優れた取組を推進する企業はモデルケースとして表彰し、広報紙等でその取組を紹介します。

#### II：希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置

##### 事業（1）就労に関する法制度の周知

パートタイム労働法、改正労働者派遣法等、法制度の周知

- ・多様な就労形態を労働者が選択できるよう、事業者や労働者を対象とした講習会を開催します。また、法制度を周知するためのパンフレットを配布します。
- ・講習会では法制度の知識とともに、法制度の活用（労働者としての権利の行使）ができるような内容を盛り込みます。

##### 事業（2）職員における女性職員登用の加速化に向けた取組

###### ①女性職員管理職への登用

女性職員の管理職への登用を推進します。また、女性が管理職として働きやすいよう、労働環境の見直しを行います。

###### ②性別による職域配置の解消

一方の性に偏った職員の配属が行われないよう、女性職員の職域を拡大します。また、女性がどこの部署でも働きやすいよう、労働環境の見直しを行います。

##### 事業（3）女性の職業能力等の向上

###### ①各種講習会の開催【H28 実施：女性の起業・創業セミナー】

就労意欲を持つ女性を対象として、県や関連機関との連携をとりながら、求められるスキルの習得、向上ができるような講習会を開催します。

###### ②県や関連機関が主催する講習会の情報提供

県やハローワーク等が主催する講習会について、情報を収集し、市民への情報提供を

積極的に行います。

#### 事業（４）農業・自営業者等への意識啓発

##### ①経営や方針決定への参画促進のための啓発

農業や自営業等に従事する女性の経営や方針決定への参画機会を拡大し、女性の労働に対する理解を深めるための講習会を開催し、広報活動を展開します。

##### ②農業や自営業等に従事する女性のネットワークづくり

農業や自営業等に従事する女性同士が情報交換をできるよう、交流の場を提供するとともに、経営に関する情報提供及び相談等を行います。

##### ③経営に関する講習会の開催

農業や自営業等に携わる女性を対象経営課題の把握や解決方法について学び、社会情勢の変化に対応できる人材を育成するため、講習会を開催します。

##### ④家族経営協定事業の周知徹底

家族経営協定の遵守を啓発するとともに、休日の意識づけや健康管理等、農業や自営業等に従事する女性の就労環境の改善に向けた広報活動を展開します。

##### ⑤農業委員への女性登用の働きかけ

- ・農業委員に女性を登用する意義を啓発するため、各種団体に対し、講習会の開催やパンフレットの配布を行います。
- ・女性の活動に対して正当な評価がなされるよう働きかけます。

#### 事業（５）継続就業・再就職支援

##### 相談体制の整備

##### ・就労に関する相談体制の整備

よりきめ細やかな相談業務が行えるよう、関係機関との連携を強化します。また、相談者の利便性に考慮し、窓口の一本化を図ります。

##### ・市民への相談窓口や相談業務についての周知活動

広報紙や市ホームページ等を通して、相談窓口や相談業務について市民への周知活動を行います。

## 事業（6）起業・創業のチャレンジしやすい環境整備

### ①就農・創業スタートアップ事業【H28 実施：女性の起業・創業セミナー】

農業関係者や市商工会、市財界人、実際に操業した方と連携し、セミナー等を開催することで、就農や創業をする際の不安を解消し、後押しをする。企業ガイドブックの就農・創業者版を配布する。また、空き家・未利用地・公共施設をオフィスとして低料金で貸与、融資優遇、アドバイザー派遣などの支援措置を講じる。

### ②ビジネスコンテスト事業／地域拠点の魅力づくり事業

飲食店等を起業しようとする方へ向けて、羽鳥駅前に屋台広場の開催を検討する。また、創業をしたい方がビジネスプランを競うビジネスコンテストを実施する。優秀なプランには、オフィス貸与や市の公告に優先的に掲示するなどの支援を提供する。

### ③起業フォローアップ事業

起業後、事業の安定的な継続を目指し、適切な資金管理、経営が行われるよう、相談、助言を行う。（例：創業3年以内までの賃料補助、中小企業診断士等の専門コンサルタントへの相談料への補助等）

## Ⅲ：情報の収集・整理・提供及び啓発活動

### 事業（1）男女共同参画・人権問題についての資料収集、情報提供

#### ①男女共同参画データベースの利用環境の整備

男女共同参画についての情報収集、収集した情報のデータベース化を行い、公表します。

#### ②国、県、近隣市町村の男女共同参画の施策に関する情報収集

国、県、近隣市町村等の男女共同参画に関する施策について情報収集を行い、本市の施策実施へ反映します。

### 事業（2）男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進

#### ①市主催の講演会、講習会の開催、参加促進【H28 実施：女性活躍推進フォーラム】

- ・より多くの方が「男女共同参画とは何なのか、なぜそれが必要なのか」について正しく理解できるよう、啓発活動の内容の充実とともに、わかりやすさにも配慮します。
- ・醸成されてきた男女共同参画意識を行動に移していくため、より実践的なプログラムを取り入れます。
- ・啓発活動の開催にあたっては、平日の参加が難しい男性や、交通手段がなく参加が難しい高齢者等を考慮し、より多くの市民が参加できるよう開催日時、場所に配慮します。

- ②県や近隣市町村主催の講演会、講習会への参加促進  
より多くの人に参加できるように、県や近隣市町村主催の講演会、講習会の情報収集に努め、積極的に市民への情報提供を行います。
- ③市民、事業者、民間団体等の自主的な取組への支援【H28実施：女性活躍推進フォーラム】  
男女共同参画に関する自主的な取組を行う市民、事業者、民間団体の情報を把握し、団体間の協働等、活動の支援を行うと共に、フォーラム開催等に伴い実行委員会を組織するなど、男女共同参画社会の実現について語り合い共に考える場を設けます。
- ④広報紙、市ホームページによる情報発信、啓発パンフレットの配布  
【H28 実施：女性活躍推進フォーラム・小美玉誕生祭】  
より多くの人に男女共同参画について周知するため、各種の媒体を用いて、市民への情報発信を広く行います。

## 基本施策2 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

---

### I：家庭における男女共同参画の推進

- 事業(1)各種媒体による広報、啓発活動の推進【H28 実施：女性活躍推進フォーラム・小美玉誕生祭】  
資料、啓発パンフレットの配布  
保護者や家族に、「家事、育児、介護は女性が担うもの」という意識を改革し、男性が家事に積極的に関わっていくことを促進するための広報活動を展開します。
- 事業(2)家庭における男女共同参画を推進する講習会の開催、参加促進
- ①父親となる人を対象とした講座を開設し、パートナーの妊娠・出産への理解を深め、緊急時に対応できる知識を習得します。また、子どもがいる父親を対象として、母親が不在のときの過ごし方などの講座を開設し、ハローベビー教室の充実と周知対象の拡大を図ります。
- ②イクメン(ママと一緒に子育てを楽しむ男性)→カジダン(家事に積極的に取組む男性)  
→域メン(地域で活躍する父親、男性)→イクボス(従業員や部下の育児参加に理解のある男性の経営者や上司)→イクジイ(孫世代の育児に関わる男性)と男性の各ライフステージに合わせた事業展開を図ります。

### II：子育て・介護支援環境の整備

- 事業(1)「小美玉市子ども・子育て支援事業計画」等に基づく子育て支援の拡充

①保育機能の強化、多様化

幼稚園での預かり保育、保育所等での延長保育、一時保育、乳児保育、病後児保育、障がい児保育等の充実を図ります。

②民間保育所の指導、育成、財政援助

多様な保育サービスを提供している民間保育所への財政援助をし、保育内容の充実及び向上を図ります。

③放課後児童健全育成事業の充実

共働き家庭の児童の放課後健全育成のため、放課後子どもプランの充実を図ります。

事業（２）「小美玉市高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画」等に基づく高齢者福祉の充実  
緊急通報システム装置の設置、配食サービスの実施、「見守りサービスチーム」の編成、相談窓口の機能強化等、高齢者が住み慣れた地域での生活を続けるための支援を推進、充実させます。

事業（３）子育てグループ、託児ボランティア等、活動団体への支援

子育てボランティアを担う人材を育成し、活用に向けて登録制度を設けます。また、保育や子育て、青少年健全育成等に関わる活動団体の情報収集に努め、市民への情報提供を積極的に行う等活動の支援を行います。

事業（４）待機児童ゼロ継続事業

育休明け、産休明けに安心して職場に復帰できるよう、現在の待機児童がない状態を継続していくように努め、ニーズに対応した教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）の確保を図る。

事業（５）女性が輝く元気企業応援事業

女性に優しい企業になるような職場整備に対し助成を行う。（例：職場内に託児所整備、高校生までの子を養育する女性を雇用した場合の奨励金等）

### Ⅲ：事業者・労働者における男女共同参画の推進

事業（１）柔軟な働き方の推進

①育児・介護休業法の普及・啓発

育児・介護休業法の周知に努めます。また、仕事と子育てや介護が両立しやすい職場づくりを事業者、労働者に働きかけるための講習会を開催し、広報活動を展開します。

②仕事と家庭・地域生活を両立するための企業への働きかけ

完全週休二日制の導入や年次有給休暇の取得促進、労働時間の短縮等、労働者が健康を維持し仕事と家庭や地域生活とのバランスをとれるよう、事業者を対象とした講習会の開催やパンフレットの配布を行います。

### ③在宅ワーク事業

市内企業と連携し、女性が働きやすい在宅ワークを紹介します。

事業（２）女性活躍推進法の周知【H28実施：企業トップセミナー・女性活躍推進フォーラム】

女性活躍推進法の周知に努め、特定事業主行動計画の策定を促します。

## IV：ハラスメントのない職場の実現

事業（１）DV、セクハラ防止のための広報・啓発活動

講習会の開催、パンフレットの配布

被害者、加害者双方を視野に入れ、DVやセクハラとはどういうものなのか、被害を受けた時や被害を目撃したときにどのような行動を起こせばいいのかを周知するための広報活動を行います。

## 3 計画の推進、進行管理体制

---

### 【計画の推進】

計画を着実に推進するため、小美玉市男女共同参画推進委員会を継続的に開催します。

### 【進行管理体制】

計画の進捗状況を把握し、広報誌等を通して市民に情報を公開します。